

昭和42年3月13日 制定（空乗第130号）
令和4年3月29日 最終改正（国空航第3037号）

航空局安全部安全政策課長

航空機操縦練習許可に係る事務処理要領

1. 総則

航空法第35条第1項第1号の航空機操縦練習許可に係る事務処理は、本要領により行うものとする。

なお、本要領に関連して、航空機操縦練習許可申請要領（平成19年3月5日付け国空乗第553号）及び航空機操縦練習許可申請書記入要領（平成19年3月5日付け国空乗第554号）が発行されているので、参照されたい。

2. 受理

航空機の操縦練習の許可申請があったときは、航空法施行規則（以下「規則」という。）第67条の規定に基づいて書類審査のうえ受理する。

航空機操縦練習許可申請書は、規則第67条の規定に掲げた書類であって、それぞれの様式事項を満たしたものでなければならない。

3. 審査

前項の申請書を受理したときは身体条件、年齢等について次の基準を参考として能力あるものと認められる場合に許可する。

- (1) 年齢 滑空機にあっては14歳以上、滑空機以外の航空機にあっては16歳以上。
- (2) 身体条件 規則別表第4の第2種身体検査基準によること。

4. 交付

前項の許可をしたときは、規則第68条の規定に基づき航空機操縦練習許可書を交付する。この際、申請書の写しを申請者に返付するものとする。

- (1) 許可書の番号は会計年度ごとに更新し、公文書発翰番号を記載する。
- (2) 交付年月日は許可（決裁）になったときとする。なお、有効期間の起算日は、許可書を交付する日とする。ただし、許可書を更新する場合であって、許可書の有効期間が満了する日の45日前から当該期間が満了する日までの間に新たに許可書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。
- (3) 写真は所定の欄に貼付し、押印スタンプをもって割印する。
- (4) 航空機操縦練習許可原簿は所定の事項を記入し、写真を貼付し保存する。

5. 再交付

航空機操縦練習許可書の再交付の申請があったときは、規則第 71 条の規定に基づきそれを交付した空港長によって処理する。

- (1) 再交付する許可書の番号及び交付年月日は、新規の番号及び交付年月日を用いるが、その有効期間はもとの許可書の残存期間とする。
- (2) 再交付する許可書には、下部余白に、「本許可書は再交付につき○年○月○日まで有効」と朱書する。

6. 返納

航空機操縦練習許可書が規則第 72 条の規定に基づき返納された場合は、交付した空港長が受理する。

7. 無効の告示

航空機操縦練習許可書について、規則第 74 条の規定に基づく無効の告示をしなければならないものについては、そのつど事情を明記し必要な書類を添付し、大臣あて具申する。

8. 報告

航空機操縦練習許可書を交付したときは、当月分を別紙様式により翌月 10 日までに地方航空局総務部航空振興課に報告する。この場合再交付であるものは報告書の備考欄にその旨を付記する。

9. 書類の保存期間

航空機操縦練習許可申請書は添付物とともに原議として 3 年保存した後、溶解又は焼却により処分する。

航空機操縦練習許可原簿は 10 年保存する。

10. 附則

本要領は、平成 19 年 4 月 1 日以降に行われる航空機操縦練習許可申請について適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2715 号）

この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号）

この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 号
年 月 日

○○航空局長 殿

○○空港長

○月分の航空機操縦練習許可書交付状況を下記のように報告します。

交付番号	氏 名	交付年月日	備 考